

名古屋市立大学における令和4年度に就任する学長の候補者の選考基準

公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）は、法人が定める中期計画や名古屋市が策定した総合計画に掲げる取り組みを着実に実行してきた。また、令和3年には8領域48プランからなる名市大未来プラン2021を新たに策定し、更に研究科等においても未来プランの策定を進めており、世界をリードする大学の実現に向け、たゆみない歩みに努めている。

法人は、令和4年度より学長を理事長と別に任命することとなり、学長は、大学の教育研究に関する最終責任者としての責任を負うこととなる。

次期学長にあっては、法人化以降の本学の実績を踏まえ、本学が名古屋市を設立団体とする公立大学として、「全ての市民が誇りに思う・愛着の持てる大学」をめざすため、名古屋市立大学憲章において掲げる「前文」のほか、「教育」「研究」「社会貢献」「大学病院」「国際化」「大学運営」の基本理念や行動指針に則り、地域・国際社会の発展に引き続き貢献するとともに、先行きの見通しが立ちにくい中にあっても、国内外の潮流を見定め、社会の変革に先見性を持って戦略的に取り組んでいくことが求められている。

名古屋市立大学（以下「本学」という。）における教育研究の最終責任者であり、法人における副理事長となる学長の選考にあたっては、以下に掲げる資質・能力を兼ね備えていると認められる者を選出する。

学長候補者に求められる資質・能力

- 1 人格が高潔で、学識が優れ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であって、大学に対する社会の要請を的確に把握し、本学の強み・特色及び社会的役割を最大限に発揮するための明確なビジョンを示すとともに、当該ビジョンを実現するための強い意思を持ち、優れたリーダーシップを発揮することができる者であること。
- 2 法人の副理事長として法人の経営に参画するとともに、法人の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができる者であること。
- 3 総合大学としての学際性を活かし国際的視野に立った教育研究を推進するとともに、本学のブランド力や認知度の向上を図るため、教育研究成果を広く学内外に訴求させる強い発信力を有する者であること。
- 4 名古屋市はじめ、多様なステークホルダーと意思疎通を図りながら連携し、幅広い理解と協力を得ることができる調整力や交渉力を有する者であること。